

PTA会則

I PTA会則

第1条（名称）

この会は、鹿児島県立大島特別支援学校PTAと称し、事務所を同学校内に置く。

第2条（目的）

この会は、保護者と学校職員が協力し合って障害児教育の振興を図り、児童生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3条（事業）

この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童生徒の福祉増進及び教育活動の援助に関すること。
- 2 会員相互の親睦と研修に関すること。
- 3 その他の目的達成に必要なこと。

第4条（会員）

この会の会員は、大島特別支援学校の児童生徒の保護者又はそれに代わる人（以下保護者という）と学校職員とする。

第5条（役員）

- 1 この会に次の役員を置く。
会長：1人 副会長：4人（各学部1人） 監査：2人 理事：若干名 書記：1人 会計：1人
- 2 この会に次の理事を置く。
専門部理事：各学部1人

第6条（役員の義務）

- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。
- 3 理事は役員会に所属し、各部との連絡調整にあたる。また、専門部部長は専門部の活動を総括する。
- 4 書記は総会及び役員会の議事を記録し、保管する。
- 5 会計はこの会の経理にあたる。
- 6 監査は会計に関する事項について監査し、結果を総会に報告する。

第7条（役員選出）

- 1 会長、副会長、監査は役員会で推薦し、総会の承認を受ける。
- 2 理事は小学部、中学部、高等部、訪問教育部、専門部、学校代表をあてる。
- 3 理事は学部の推薦より選出される。
- 4 専門部部長及び副会長は、各専門部の推薦により選出される。
- 5 書記、会計は会長が委嘱する。
- 6 この会に顧問及び参与に置くことができる。顧問及び参与は役員会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

第8条（役員の任務）

役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員による補充は前任者の残任期間とする。

第9条（会議）

- 1 総会
 - (1) 総会は毎年1回年度始めに開く。但し会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
 - (2) 総会では下記の事項を協議する。

ア 会則の改正に関すること。	エ 予算の決定及び決算の承認。
イ 役員を選出に関すること	オ その他必要な事項。
ウ 会費の額の決定に関すること。	
- 2 役員会
役員会は会長、副会長、理事、書記、会計、顧問、参与をもって構成し、必要事項を審議する。

第10条（部会）

この会に次の部会に置く。

- 1 小学部、中学部、高等部
- 2 専門部会
専門部会には総務部、研修部、厚生・事業部を置き、会員はいずれかの部に属するものとする。

- (1) 総務部はP T A活動全般を総括し、企画運営にあたる。
- (2) 研修部は会員の教養向上のための企画運営にあたる。
- (3) 厚生・事業部は児童生徒の福祉増進のための企画運営にあたる。

第11条（経費）

- 1 この会の経費は会費及びその他の収入による。徴収方法は、ゆうちょ銀行口座からの児童払込とする。自動払込により手数料は、P T A会計からの負担とする。ただし、自動払込以外の払い込みに伴う手数料は、当該会員負担とする。
- 2 会費は月額400円とし年額4,400円とする。4・5月分は、800円徴収し9か月で徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認めたときには役員会の協議により免除することができる。なお、兄弟・姉妹・親子の会員については、長子及び親で徴収する。（P戸数）

第12条（表彰）

この会は次の表彰を行うことができる。
本校の活動に顕著な功労があった者に対して表彰を行うことができる。

第13条（校長の参与）

校長は財務の収支について、会長の委任を受けてこれを執行できる。

第14条（附則）

この会則は、昭和53年5月1日から実施する。慶弔規定、旅費規定については別に定める。

- | | | | |
|------|------------|------|------------|
| 付記 1 | 昭和57年5月28日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 2 | 昭和58年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 3 | 昭和59年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 4 | 昭和60年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 5 | 昭和61年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 6 | 平成 2年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 7 | 平成 5年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 8 | 平成11年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記 9 | 平成14年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記10 | 平成15年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記11 | 平成19年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記12 | 平成21年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記13 | 平成22年4月30日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記14 | 平成25年4月26日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記15 | 平成26年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記16 | 平成27年5月 1日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |
| 付記17 | 平成29年5月 2日 | 一部改正 | 同年4月1日から実施 |

II P T A慶弔規定

P T A予算に基づき、会員及び児童、生徒に関する慶弔費の支出を次のように規定する。金額等については、校内の親和会規約等を参考として執行部にて決定、役員会で報告する。

- 1 該当者
 - (1) 会員及びその配偶者
 - (2) 本校児童生徒
- 2 支出の内規
 - (1) 会員及び本校児童生徒の死亡の場合
 - (2) 会員の配偶者の死亡の場合
- 3 その他必要と認めた支出及び金額については、執行部にて決定、役員会で承認を受ける。
- 4 この規定は、昭和55年5月30日から効力を発する。
- 5 平成29年5月2日一部改正同年4月1日から実施

III P T A旅費支給規定

- 1 旅費の支給
会員が、P T A用務のために旅行する時は、旅費を支給することができる。
- 2 旅費支給の基準
前項の規定により支給する旅費額は、県の旅費支給規則に基づいて支給する。ただし、特別な事情がある場合には、別途協議し支給することができる。
- 3 この規定は、昭和55年5月30日から効力を発する。